

介護職員相談窓口設置業務に係る企画提案募集要領

1 事業目的

急速な少子高齢化により介護を必要とする方が増加するのに対し、生産年齢人口が減少する中、第9期愛知県高齢者福祉保険医療計画では、本県の介護職員が2026年には約1万8千人不足すると推計されており、介護に従事する人材の確保は喫緊の課題である。

介護の仕事は、利用者に寄り添いその生活を支えるといったやりがいを感じる仕事である反面、対人援助特有の悩みや不安を抱えやすく、職場の人間関係等による離職も問題であることから、介護従事者の抱える様々な悩みや不安を解消し、安心して仕事が続けられるよう支援していく。

2 業務概要

(1) 業務名

介護職員相談窓口設置業務

(2) 業務内容

別添「基本仕様書」のとおり

3 契約条件

(1) 契約形態

委託契約

(2) 委託金額

3,737,254円を上限とする（消費税及び地方消費税を含む）。

(3) 契約保証金

財務規則第129条の2の規定に基づき、契約金額に100分の10を乗じて得た額とする。ただし、契約の相手方が財務規則第129条の3の規定に該当する場合は、全額免除とする。

免除を希望する場合は、契約締結時まで「契約保証金免除に関する申立書（別紙様式1）」に必要書類を添付の上、愛知県福祉局高齢福祉課介護人材確保グループへ提出すること。提出方法は、「6応募方法（4）提出方法」による。

(4) 委託の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(5) 委託料の支払

事業完了後の精算払い

(6) その他

契約については、令和7年2月県議会での本業務に係る予算の成立を条件とする。

4 説明会の開催

(1) 日 程（予定）

令和7年2月27日（木）午後2時15分～午後2時45分まで

(2) 会 場（予定）

愛知県三の丸庁舎 地下1階 B105 会議室

(3) 申込期限

令和7年2月26日(水) 正午

(4) 申込方法

「事業者名」、「参加者氏名」、「連絡先(電話番号、電子メールアドレス)」を明記の上、「10問合せ先」のメールアドレスあてに電子メールで申し込むこと。

(5) その他

ア 必要書類は、出席者が県Webページからプリントアウトし持参すること。

イ 本説明会に出席することは、応募の条件ではなく、任意のものである。

ウ 本説明会への出席に係る費用は、出席者の負担とする。

エ 各事業者の出席者数は最大2名とする。

5 応募資格

(1) 物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿(令和6・7年度)の大分類「03. 役務の提供等」、中分類「16. その他の業務委託等」に登録されていること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であって、応募受付期間において「愛知県会計局指名停止取扱要領」に基づく指名停止を受けていないこと。

(3) 応募受付期間において「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)に基づく排除措置を受けていないこと。

(4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

(5) 愛知県内に主たる事業所を有する者であること。

6 応募方法

(1) 応募書類の作成

別紙「企画提案書作成要領」による。

(2) 提出期限

令和7年3月10日(月) 午後5時(必着)

(3) 提出先

愛知県福祉局高齢福祉課介護人材確保グループ ※「10問合せ先」と同じ

(4) 提出方法

持参もしくは郵送による(電子メール及びファクシミリは不可)。

持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

郵送の場合は、書留等配達証明が可能な方法とすること。

(5) 応募に関する問合せ

質問は、令和7年3月5日(水)まで電子メールでのみ受け付ける。

なお、件名に「介護職員相談窓口運営業務企画提案について」と記入すること。

質問の回答は、令和7年3月7日(金)を目途に、質問者あてに電子メールで回答するほか、愛知県高齢福祉課のWebページに掲載する。

また、質問内容が質問者固有の内容である場合、回答はWebページに掲載しない。

(6) 留意事項

- ア 企画提案の内容は企画から事業完了に至るまでの一切の業務とする。
- イ 企画提案に係る経費（必要書類の作成に要する経費等）は県では負担しない。
- ウ 企画提案は、1者につき1案とする。
- エ 提出された企画提案書等の書類は返却しない。
- オ 企画提案の選定は契約の相手方を選定するための手続であり、事業の実施においては企画提案の内容を最低限の内容とし、県と被選定者が協議して実施内容を決定する。

7 提案の審査方法・選定等

(1) 審査方法

第1次審査（書類審査）で優秀な5案を選定した後、第2次審査（プレゼンテーション審査）を行い、最も優れている応募者を業務委託先として選定する。

なお、応募数が5案以下の場合は、第1次審査は開催しない。

(2) 審査基準

審査については、以下の項目について評価し、総合的な審査を行う。

ア 事業評価項目

- (ア) 事業の実施方針及び実施体制に関する事項
- (イ) 相談手法等に関する事項
- (ウ) 相談窓口の実施体制及び相談対応の流れに関する事項
- (エ) 相談窓口の広報に関する事項
- (オ) 個人情報管理及び事業の引継ぎに関する事項

イ 社会的取組項目

- (ア) 環境に配慮した事業活動
- (イ) 障害者への就業支援
- (ウ) 障害者就労施設等からの調達実績の有無
- (エ) 認知症に対する理解促進
- (オ) 男女共同参画社会の形成
- (カ) 仕事と生活の調和

(3) 第1次審査結果の通知

審査結果は、通過者及び落選者ともに、令和7年3月18日（火）までに通知する。

(4) 第2次審査の実施

応募者（通過者）には、日時等の詳細を通知する。

ア 日程（予定）

令和7年3月25日（火）

イ 会場

県庁周辺会議室（調整中）

（企画提案者待機場所…調整中）

ウ 実施方法

1者あたり10分間のプレゼンテーションを実施し、その後10分間の質疑応答を行う。

エ その他

(ア) 選定委員会は非公開とし、審査の経過等の審査に関する問合せには応じないこととする。

(イ) 審査への出席に係る費用は応募者の負担とする。

(ウ) 審査でのプレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書によって行うこととする。企画提案書提出後の資料の差し替え及び追加資料の提出は、一切認めない。

(エ) 審査に参加しない方（指定した時間に遅刻した場合を含む。）については、企画提案を取り下げたものとみなす。

(5) 第2次審査結果の通知

審査結果は、選定者及び落選者ともに、令和7年3月28日（金）までに通知する。

(6) 契約

選定委員会において選定された者と委託見積限度額の範囲内で交渉の上、契約する。なお、契約が不調に終わった場合は、次点のものと交渉する。

8 その他

(1) 企画提案に要するすべての費用は応募者の負担とする。

(2) 企画提案書提出後に辞退する際は、辞退届（別紙様式2）を速やかに提出すること。

(3) 次の各号に該当した場合、応募者は失格になる場合がある。

ア 提出書類に明らかな不備、虚偽の内容がある場合

イ 県職員又は企画競争関係者に対して、企画競争に係る不正な接触の事実が認められた場合

ウ この応募に参加した者が応募後に「5応募資格」を満たさなくなった場合

9 スケジュール（予定）

令和7年2月20日	応募開始
令和7年2月27日	説明会
令和7年3月5日	応募に関する問合せの締切
令和7年3月10日	企画提案書提出期限
令和7年3月18日	第1次審査結果通知
令和7年3月25日	第2次審査
令和7年3月28日	第2次審査結果通知
令和7年4月1日	委託契約締結
令和8年3月31日	事業完了

10 問合せ先

【担当】 愛知県福祉局高齢福祉課 介護人材確保グループ（大矢）

【住所】 〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（愛知県庁西庁舎2階）

【電話】 052-954-6814（ダイヤルイン）

【FAX】 052-954-6919

【メールアドレス】 korei@pref.aichi.lg.jp